

# 令和6年度観音寺市男女共同参画推進事業補助金

観音寺市では、だれもが互いの人権を尊重しつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指しています。市内在住者等が自主的、積極的に男女共同参画にかかる啓発事業に対し、補助金を交付します。

**【応募資格】** 観音寺市男女共同参画推進サポーターとして登録している者で、市税の滞納がないもの

- ① 個人：市内在住、在学または在勤する満18歳以上の方
- ② 団体：市内に活動拠点があり、構成員に満18歳以上の者が5人以上いること  
(構成員の半数以上が本市に在住、在勤、在学していること)
- ③ 事業者：市内に事業所を有すること

## 【対象事業】

男女共同参画の推進に寄与する事業（研修会等の学習事業、意識啓発活動 等）

※ 他の制度による市の補助金等を受けている事業は対象外です。

取組みテーマ例

- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・ 女性活躍の推進
- ・ 男女で関わる子育て、家庭生活、地域活動、防災活動
- ・ DV防止、児童虐待防止
- ・ 心と身体の健康づくり

**【補助金額】** ★補助対象経費の全額とし、1補助対象者あたり上限10万円

補助対象経費

項目	経費の内容
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼 等
旅費	講師等に支払う交通費 等
需用費	消耗品費（各種材料費、教材、資料代 等） 印刷製本費（パンフレット、チラシ等の印刷代 等）
役務費	通信費（郵便料、送料）、手数料、保険料 等
使用料・賃貸料	会場及び機器の借り上げ料
その他	その他、市長が必要と認めるもの

## 【募集締め切り】

令和6年6月28日（金曜日）まで

※ 1団体につき、同一年度において1回とする

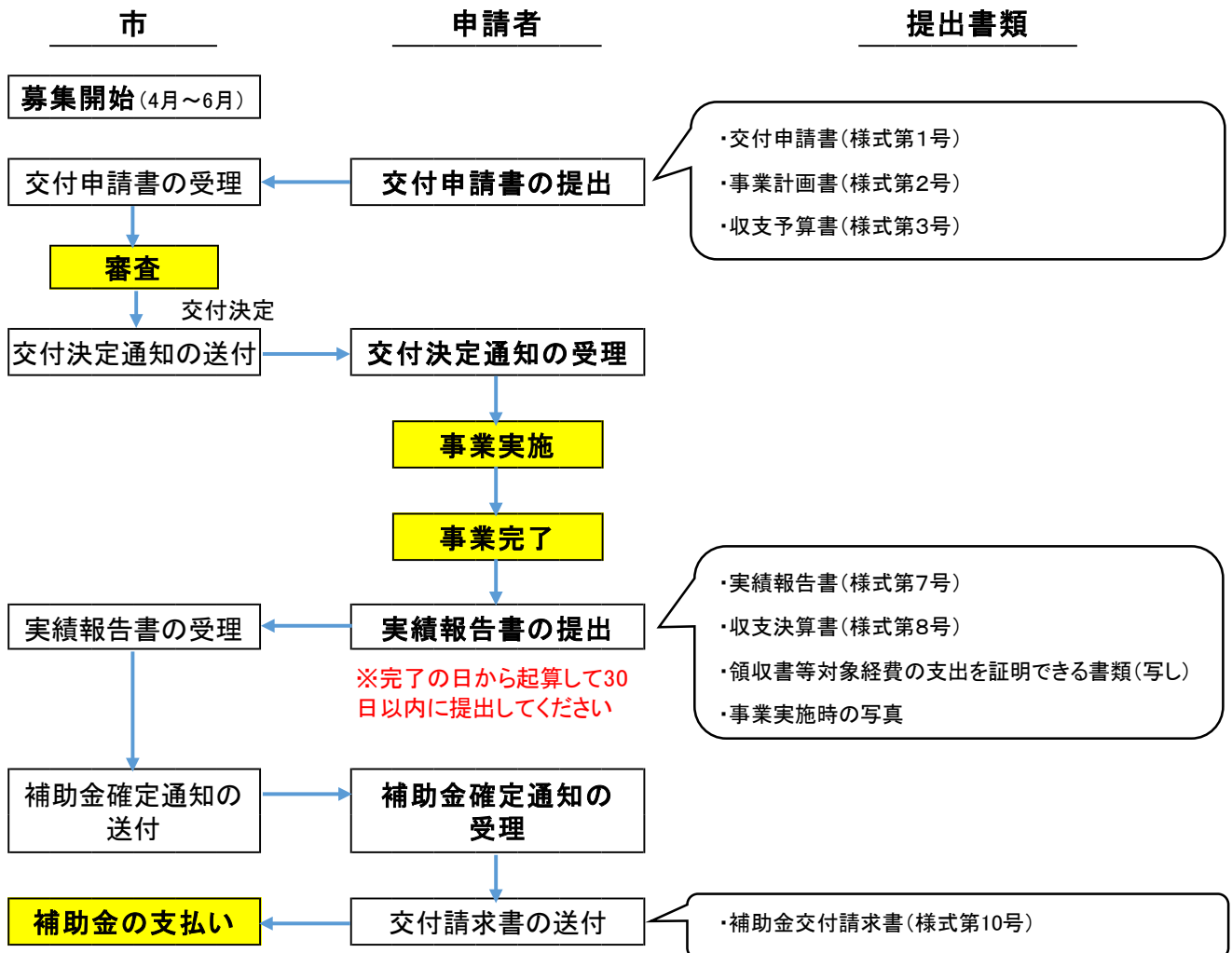
※ 2月末日までに完了する事業とする

### 【提出書類】 交付申請時

- (1) 観音寺市男女共同参画推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

※ 申請書等の様式は、人権課で備え付けのものまたは市ホームページからダウンロードできます。

### 【補助金交付までの流れ】



### 【その他】

- ・ 交付申請書は、事業実施する前に必ず申請してください。  
(交付決定前に支払った経費は、経費対象外です。)
- ・ 申請するにあたり、応募書類の書き方や検討する事業が対象となるかどうかなど、不明な点があれば、下記まで相談してください。

【申込・問合せ先】 観音寺市市民部人権課人権推進係 担当：池田

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

TEL : (0875) 23-3928

FAX : (0875) 23-3954

E-mail : danjyo@city.kanonji.lg.jp